

地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第三号に規定する  
障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する取扱要綱

(目的)

第一条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の三第一項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第三号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「障害者支援施設等に準ずる者」という。）の認定の基準及びその取扱いについて定めることを目的とする。

(認定の基準)

第二条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けることができる者は、市内に事業所又は住所を有し、かつ、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第二条第四項に規定する障害者就労施設等（同条第二項第一号及び第二号に掲げる施設を除く。）に該当する者とする。

(認定の申請)

第三条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けようとする者は、障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書（様式第一号）に必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

(認定)

第四条 市長は、前条の規定による申請があったときは、地方自治法施行規則第十二条の二の三第三項の規定に基づき、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴取した上で、その内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定をしたときは障害者支援施設等に準ず

る者の認定通知書（様式第二号）により、認定をしなかったときは障害者支援施設等に準ずる者の認定却下通知書（様式第三号）により申請者に通知するものとする。

（認定の期間）

第五条 前条第一項の規定による認定（以下「認定」という。）の期間は、当該認定をした日から五年を経過する日の属する年度の末日までとする。

（認定事項の変更）

第六条 認定を受けた者は、その所在地、名称、代表者氏名及び第三条の規定による申請をした事項（第九条において「申請事項等」という。）に変更が生じたときは、速やかに、障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届（様式第四号）により市長に届け出なければならない。

（認定の辞退）

第七条 認定を受けた者が第二条に規定する認定の基準を満たさなくなったとき又はその他の事情により当該認定を辞退するときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定辞退届（様式第五号）により市長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第八条 市長は、認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、当該認定を取り消すことができる。

- 一 第二条に規定する認定の基準に該当しなくなったとき。
- 二 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが明らかになったとき。
- 三 契約の履行に当たり、不誠実又は不正な行為があったとき。
- 四 重大な法令違反等の不正な行為等があったと認められるとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、箕面市契約規則（昭和五十五年箕面市

規則第四十号) 及び契約に関し市長が定めた他の要綱等の規定に該当して認定を受けた者として適当でないと認められるとき。

- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定取消通知書(様式第六号)により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(報告等)

第九条 市長は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対して報告を求め、又は申請事項等について実地において調査し、若しくは説明を求めることができる。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。